

「さっぽろ都心みどりのまちづくり助成制度」に関する Q&A

標記制度に関して、これまでに皆様から頂いたご質問とそれに対する本市からの回答を以下にまとめましたので、ご参考にさせていただきますと幸いです。

なお、この他にご不明な点等がございましたら、ご遠慮なくお問い合わせください。

分類	質 問	回 答
助 成 対 象 に つ い て	<p><Q1> 次の場合、助成は受けられるか。 ・現在花壇に植えている花を植替えたい。 ・既に芝生を敷いている場所に、追加で樹木を植えたい。</p>	<p><A1> 助成を受けることはできません。市内の緑被率向上を目的とした制度であるため、新規で整備する緑化施設のみを対象としています。</p>
	<p><Q2> コンテナ等をリースする場合でも助成は受けられるか。</p>	<p><A2> リースは対象外です。</p>
	<p><Q3> 1,000㎡以下の敷地なので、条例*で義務付けられた緑化はない。この場合、緑化の全てが助成対象になると考えてよいか。</p>	<p><A3> 条例等の義務がない場合でも、その他条件によっては対象外となることもありますので、事前にご相談くださいますようお願いいたします。</p>
	<p><Q4> レストランのテラスで緑化をしたいと考えている。助成を受けることはできるか。</p>	<p><A4> 特定の利用客しか入れない場所については助成対象外です。公開性・視認性があることを条件のひとつとしており、一般の方が誰でも立ち入れる場所での緑化を助成対象としています。</p>
申請年度等の 考え方について	<p><Q5> 申請だけ前年度にできるか。</p>	<p><A5> 事業に一切着工せず、申請だけを前年度にお受けすることはできかねます。</p>
	<p><Q6> 年度をまたぐ事業については助成を受けられないのか。 ・マンション等を建設する場合 ・現年度に基盤工事を終わらせ、次年度の春に植栽を施す場合 …など</p>	<p><A6> 申請年度の翌年度1月までに竣工することができれば対象とできます。(必ず助成事業に着工する前に、全体設計事業としての承認及び初年度の助成金交付決定を受ける必要があります。) また、植栽工事を別契約にすることができれば、植栽工事のみ申請いただくことも可能です。</p>
緑 化 率 等 の 考え方について	<p><Q7> 「法令等による緑化基準を超えていること」とあるが、一般型総合設計制度や地区計画等により緑化率が定められている場合、条例*の緑化率ではなく、それらの制度等による緑化率を上回らなければ、助成は受けられないのか。</p>	<p><A7> そのとおりです。</p>

<p>緑化率等の 考え方について</p>	<p><Q8> 面積計算の仕方はどのようになっているのか。</p>	<p><A8> 水平投影面積で計算します。なお、緑化協議(条例※による義務)のようにボーナスエリアや換算表等の考え方はございません。 ※壁面緑化については、正面から見た時の面積で計算します。</p>
<p>そ の 他</p>	<p><Q9> 次年度の制度実施の有無はいつ頃わかるのか。</p>	<p><A9> 該当年度の4月1日にならなければ確実に実施するというご案内はできかねます。市議会において、該当年度の予算に関する議決を得る必要があるためです。</p>

※札幌市緑の保全と創出に関する条例

【担当】札幌市建設局みどりの推進部みどりの管理課 都市緑化係 (TEL: 011-211-2522)